

大学入試のあり方に関する検討会議提言（令和3年7月8日）を踏まえた対応状況について

（第3章 総合的な英語力育成・評価のあり方）

対応済

提言内容

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方
4. 総合的な英語力評価の推進の考え方
(3) 各大学の個別試験の役割

資格・検定試験を活用する場合、具体的な活用としては、例えば、①大学入学共通テスト又は個別試験で「英語」の出題を継続しつつ、**資格・検定試験スコアでの代替等を認める選抜区分を設定する方法**、②**資格・検定試験スコアを必須とする選抜区分を設定する方法**などが考えられるが、地理的・経済的事情への配慮の観点から、国際的に活躍する人材育成を行うなど、総合的な英語力を特に重視する入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を持つ大学・学部以外の場合は、**例えば同じ学部において、スコアを利用しない選抜区分（いわゆる非利用枠）を設ける**、当該大学の定める利用方法において**資格・検定試験と個別学力検査のいずれかが有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置の設定**が望まれる。また、感染症の拡大や自然災害等の影響により、資格・検定試験の実施が困難となるような事態を想定し、**やむを得ない理由によりスコアの提出が困難な場合の代替措置等についてもあらかじめ検討しておくことが望まれる**

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方
5. 総合的な英語力評価の推進策
(2) 地理的・経済的事情への配慮

資格・検定試験を大学入学者選抜に活用する場合、大学においては、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい志願者等のために、**資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける**、**当該大学の定める利用方法において資格・検定試験と個別学力検査のいずれかが有利となる方を選択的に使えるようにする等の措置**を講じること

対応状況

- 大学入学者選抜協議会において協議。（7/15,26）
- 選抜協議会において合意された内容を「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（令和3年7月30日付文部科学省高等教育局長通知）として大学・教育委員会等へ通知。



「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（令和3年7月30日）（抄）

令和7年度大学入学者選抜実施要項イメージ（案）

第6 学力検査等

4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) (略)

① (前略)「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」(平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受験することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれかが有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法(例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を適切に判断し、分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくことが望ましい。

※下線部を新たに追記

大学入試のあり方に関する検討会議提言（令和3年7月8日）を踏まえた対応状況について （第3章 総合的な英語力育成・評価のあり方）

本WGに求められる検討事項

提言内容

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

5. 総合的な英語力評価の推進策

（2）地理的・経済的事情への配慮

個別試験における資格・検定試験の活用については、例えば、検定料の減免やアクセスしやすい会場の設定等を含め、**文部科学省には、関係機関・団体と連携・協力し、必要な措置を講じることが求められる。**

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

5. 総合的な英語力評価の推進策

（2）地理的・経済的事情への配慮

低所得層への受験料の減免や資格・検定試験を活用する選抜区分における低廉な受験料の設定などの各大学の取組を促進する方策を検討するとともに、関係者間の協議を行いつつ、資格・検定試験実施団体に対し、低所得層への検定料の減免、オンライン試験の導入の検討を要請したり、資格・検定試験実施団体、高等学校、教育委員会等に対し、資格・検定試験の高校会場の拡充への協力を求めたりすべきである。

第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

5. 総合的な英語力評価の推進策

（3）文部科学省のイニシアティブによる試験団体及び高大関係者による恒常的な協議体の設置

文部科学省のイニシアティブにより、資格・検定試験実施団体と高大関係者等による恒常的な協議体を設け、例えば、低所得層への検定料の減免、オンライン受検システムの整備や高校会場の拡充、障害のある受験者への合理的配慮の推進、成績提供の利便性の向上、問題集の出版などを含む試験実施団体内部での利益相反等に関する問題への対応のあり方、各試験の質や水準等に関する第三者評価のあり方や調査研究の実施といったテーマについて議論することが有益であると考えられる。